

## 全国信用協同組合連合会のディスクロージャー誌の縦覧について

青森県信用組合

当信用組合は、全国信用協同組合連合会（全信組連）の信用協同組合代理業者として、協同組合による金融事業に関する法律第6条の5において準用する銀行法第52条の5第2項および協同組合による金融事業に関する法律施行規則第17条第2項に基づき、全信組連のディスクロージャー資料を、同資料が記載されたウェブサイトのアドレスをお知らせする方法により縦覧いたします。

全信組連の「ディスクロージャー誌2025」の掲載アドレスは下記のとおりです。

記

[https://www.zenshinkumiren.jp/Portals/0/pdf/pdf/disclosure/2025\\_sfb.pdf](https://www.zenshinkumiren.jp/Portals/0/pdf/pdf/disclosure/2025_sfb.pdf)

以上